

小児慢性特定疾病指定医に指定された医師の皆様へ

1 指定医について

小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請に必要な医療意見書は、都道府県・政令市・中核市のいずれかが指定した「小児慢性特定疾病指定医」が作成したもののみが有効です。

■指定医の要件

区分	小児慢性特定疾病指定医
内容	● 新規及び更新 、双方の支給認定申請に係る医療意見書の作成が可能
申請要件	●診断又は治療に5年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有する医師で、次のいずれかに該当する者 ①学会が認定する専門医※ 【指定医番号：01011で始まる】 ②都道府県が行う研修を修了していること【指定医番号：01021で始まる】 ※札幌市・旭川市・函館市が行う研修含む

※厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医に限る（詳細は道のホームページをご覧ください）

2 今後の更新について

- 指定医は5年ごとにその更新を受けなければ効力を失います。
- 有効期間が終了する年の初めまでに、更新等について通知する予定です。
更新申請は、有効期間終了の6か月前から受付を開始します。
- 専門医資格を有していない小児慢性特定疾病指定医は、難病指定医と違い、研修は一度受講すればよいことになっています。

指定医番号	次 回 更 新 (更新申請は指定有効期間の6か月前から申請可能)
01011で始まる (専門医資格～有)	更新申請書に 前回の指定通知(写) を添付して申請
01021で始まる (専門医資格～無)	更新申請書に 前回の指定通知(写) を添付して申請

3 変更・辞退の届出について

- 指定医の氏名、連絡先、主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地が変更になったときは、変更届出書の提出が必要です。
- 指定医は、その指定を辞退するときは、辞退届の提出が必要です。
指定医がお亡くなりになった場合には、親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が提出してください。

4 その他

申請・届出様式などは道のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/116174.html>)

また、裏面の「5 よくあるお問い合わせ」も参考にしてください。

5 よくあるお問い合わせ

Q1) 患者から専門外の医療意見書の記載を求められた場合、必ず記載しなければならないのでしょうか。

A1) 指定医はすべての疾病について医療意見書を記載する事は可能ですが、通常自らの専門に従い、十分に診断可能な疾病の診断を行うこととなります。
指定医が専門外の疾病などの記載を求められた場合は、適宜他の指定医を紹介することが望ましいと考えます。

Q2) 研修を受けて指定医となった医師が有効期間内に専門医資格を取得した場合、新規申請又は変更届のどちらでしょうか。

A2) 新規申請と同様の取扱いとなり、指定医番号も変わります。有効期間は新たな指定日から5年間です。
(現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、そのまま現在の指定医番号をお使いいただき、更新申請時に専門医に切り替えるという方法もあります。)

Q3) 専門医資格を有する医師として指定医の指定通知書をもらいましたが、専門医資格の有効期限が切れてしまい、専門医資格の取得予定はありません。この場合はどうしたらよいでしょうか。

A3) 現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、現在の指定医番号をそのままお使いいただけます。ただし、次回更新申請までに知事が行う指定医研修を受講しておく必要があります。

6 申請書等提出先・お問い合わせ先

主たる勤務先の医療機関の所在地により問い合わせ先が異なりますので、ご注意下さい。

- 札幌市、旭川市、函館市～医療機関の所在地を管轄する市の保健所
- 上記以外～北海道保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係

難病対策係
TEL：011-231-4111（内線 25-531）